

随意契約理由書

件名	六甲アイランド重量物クレーン7号機, 13号機走行用電動機取替整備
契約の相手方	川重ファシリテック株式会社
根拠法令	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項第2号に該当
随意契約の理由	<p>当該業務は、六甲アイランドに設置されている、重量物クレーン7号機及び13号機について、経年劣化した走行用電動機の整備を行うものである。この2基のクレーンは、川崎重工業株式会社が独自の技術により設計・製作を行ったクレーンである。その構造・仕組み・操作方法をはじめ、機械装置・電気制御装置、システム及びプログラム等は、製造メーカー以外の他社では、保守点検や整備に必要な部品の調達が出来ない。上記業者は、当該クレーン設備の製作メーカーである川崎重工業株式会社のメンテナンスを専門に業務する100%出資子会社であり、保守点検及び整備に必要な部品の調達ができる唯一の業者である。よって、上記業者との随意契約を行う。</p>
担当部署 (問合せ先)	港湾局工務課設備係 (電話番号595-6318 内線951-5618)